

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 事業運営特別積立金積立規程

**第1条** 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会が行う介護保険事業、障害福祉サービス事業及び祭壇貸出事業の安定した事業運営を行うため事業運営特別積立金（以下「積立金」という。）を積み立てるものとする。

**第2条** 積立金は、前条に規定する介護保険事業、障害福祉サービス事業及び祭壇貸出事業で得た収益をもってあてる。

**第3条** 積立金は、銀行その他の金融機関への預金等確実な方法により保管するものとする。

**第4条** 積立金の積み立ては、当該事業のサービス区分において行うものとする。

**第5条** 積立金の取り崩しは、次の各号の一に該当する場合に限り行い、必要な場合は、他の会計又は拠点区分に繰り入れることができる。ただし、収益事業会計へ他の会計から繰り入れることはできない。

- (1) 当該事業の健全な運営を行った結果、資金に不足が生じた場合において、当該不足額に充当するとき。
- (2) 当該事業運営に必要な施設設備等の購入または修繕等の経費にあてるとき。
- (3) その他、会長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による積立金の取り崩しは、前項第1号の場合を除き、理事会の同意を得、評議員会の議決を経なければならない。

**第6条** 本会が、当該事業を廃止した場合、その事業に係る積立金の処分は、その方法を理事会において決定し、評議員会の議決を経て行うものとする。

**第7条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

**第8条** この規程を変更しようとするときは、理事会の同意を得ておこなう。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月23日より施行する。
- 2 この規程の施行前に行われていた合併前の巖原町社会福祉協議会の事業運営積立金、峰町社会福祉協議会の財政調整積立金および祭壇貸付事業積立金、上県町社会福祉協議会の財政調整積立金は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなし、本規程施行後本積立金に振り替えるものとする。
- 3 この規程は、平成25年4月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、平成26年7月1日より改正実施する。